

中部大学幸友会会則

(名 称)

第 1 条 本会は中部大学幸友会と称する。

(目 的)

第 2 条 本会は次の事項を目的とする。

- (1) 学校法人中部大学、中部大学、中部大学第一高等学校、中部大学春日丘高等学校、中部大学春日丘中学校（以下「学園」という）の創立者三浦幸平先生の建学の精神を継承し、学園の長久の発展を期する。
- (2) 学園が保有する学術的、文化的機能によって、産学協同の実を挙げ、産業界の発展に寄与することに協力する。
- (3) 学園が留学生、教員、学園関係等の学術的相互交流を活発に行うことによって、提携関係あるいは友好関係にある諸外国の学校との関係を緊密にすることに協力する。
- (4) 学園が地域社会との学術的、文化的関係をより一層高めることに協力する。
- (5) 会員相互の親睦と啓発を図る。

(事 業)

第 3 条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学術文化興隆のための事業。
- (2) 学園が行う産学官交流を支援、促進するための事業。
- (3) 学園が行う国際交流を支援、促進するための事業。
- (4) 学園が行う地域交流を支援、促進するための事業。
- (5) 会員相互の親睦と啓発のための事業。
- (6) 名簿、機関誌その他の印刷物の発行。

(構成員)

第 4 条 本会は次の者の中から、本会の趣旨に賛同する、法人・団体又は個人を以て構成する。

- (1) 学園を支援する法人・団体及び個人。
- (2) 学園が経営する学校の同窓会の会員。
- (3) 学園が経営する学校のPTA・後援会の会員及び旧会員。
- (4) 学園の教職員・役員及び旧教職員・旧役員。
- (5) その他上記各項に準ずる者、及び役員会で承認された者。

(役 員)

第 5 条 本会に次の役員を置く。

名誉会長	1 名
会 長	1 名
副 会 長	3 名以内
常任理事	7 名～12 名
理 事	30 名～45 名
監 事	3 名

(役員任期)

第 6 条 役員任期はすべて 2 年とし、再任をさまたげない。

2 役員は任期終了後も後任役員が就任する日まで、引き続きその任に留まることとする。

(役員会)

第 7 条 本会に、全役員を以て構成する役員会を置く。

2 役員会では、事業の計画・報告及び予算・決算、その他必要な事項について審議する。

3 役員会の議事は、出席役員過半数を以て決し、賛否同数のときは、会長の決するところによる。

(常任理事会)

第 8 条 本会に、名誉会長、会長、常任理事を以て構成する常任理事会を置く。

2 常任理事会では、役員会へ提案する事項について審議する。

(会長)

第 9 条 会長は、役員会において選出する。

2 会長は、本会を統括し、あわせて本会を代表する。

(副会長)

第 10 条 副会長は、会長が役員会の承認を得て選任する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその役務を代行する。

(その他の役員)

第 11 条 名誉会長は、学校法人中部大学理事長を以てあてる。

2 常任理事、理事、監事は会長が全会員の中から役員会の承認を得て選任する。

(相談役、顧問)

第 12 条 本会に、相談役及び顧問を置くことができる。

2 相談役及び顧問は、名誉会長の推薦を受け会長が委嘱する。

3 相談役及び顧問は、会の目的達成に必要な重要事項について、会長の諮問に応ずる。

(総会)

第 13 条 総会は毎年 1 回、会長が招集してこれを行う。

2 会長は必要に応じて、臨時に総会を召集することができる。

3 次に掲げる事項は、総会での承認を得るものとする。

(1) 事業報告及び決算に関すること

(2) 事業計画案及び予算案に関すること

(経費及び会費)

第 14 条 本会の経費は、入会金、年会費、臨時会費、及び寄付金、協賛金による。ただし、特定の事業の為に募金した場合は、単独に決算することができる。

2 入会金は法人 10,000 円、個人 3,000 円とする。

3 年会費は法人 20,000 円、個人 3,000 円とする。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会則の変更)

第16条 会則の変更は、役員会において出席役員の過半数の議決を必要とする。

(事務局)

第17条 事務局は学校法人中部大学内におく。

- 2 事務局に事務局長をおき、常任理事又は理事の中から会長が委嘱する。
- 3 事務局に若干名の事務局員をおくことができる。
- 4 事務局員の任免は会長の承認を経て事務局長が行なう。
- 5 庶務・会計等の事務処理は事務局長の決裁をうけて施行する。ただし、重要かつ緊急を要する事務・事項は会長または常任理事会の決裁を経なければならない。

附 則

本会則は、平成元年3月25日より施行する。

本会則は、平成8年4月25日より施行する。

本会則は、平成10年4月22日より施行する。

本会則は、平成16年4月21日より施行する。

本会則は、平成18年4月26日より施行する。

本会則は、平成23年4月27日より施行する。

本会則は、平成27年4月22日より施行する。